

自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第15号 平成28年6月



第15回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を開催 市民・議会・行政の役割などについて話し合いました

第15回策定委員会プログラム

1. 開会
2. とりまとめ部会からの報告・提案～前回の成果のまとめ
3. ミニ出前講座
「二元代表制について」
「市議会（議会基本条例）について」
 - ・各担当課より説明
 - ・質疑応答
4. グループでの話し合い
 - ・(1)各主体の役割、(2)市民の定義、(3)条例素案の全体構成案などについて検討
 - ・各グループから検討内容について発表
5. おわりに

古賀市議会基本条例などについて学びました

5月18日（水）、第15回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。

前半のミニ出前講座では、「二元代表制」と「市議会（議会基本条例）」について、各担当課から話を聞きました。

後半のワークショップでは、これまでの検討をもとに、古賀市のまちづくりの担い手としての各主体の役割、市民の定義、条例素案の全体構成案について、意見交換を行いました。

次回の策定委員会から、これまで話し合ってきた内容をもとに条例素案をまとめる段階となります。

古賀市自治基本条例（仮称）とは

住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。

現在、公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を検討しています。



第15回策定委員会の様子

～自治基本条例（仮称）ができるまで～ ＊進捗状況により変更になる場合もあります

平成27年												平成28年												平成29年								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4					
策定委員会																																
策定委員会スタート												市民対話の準備			市民対話			とりまとめ			条例素案の内容検討						条例素案のまとめ・市長への素案提出			パブコム周知活動	議会	施行

今ここ

条例素案作成の基本的考え方

条例制定の目標

- より市民のための議会・行政を実現する。
- 市民自身がまちづくりに加わり、力を発揮できるような仕組みを考える。

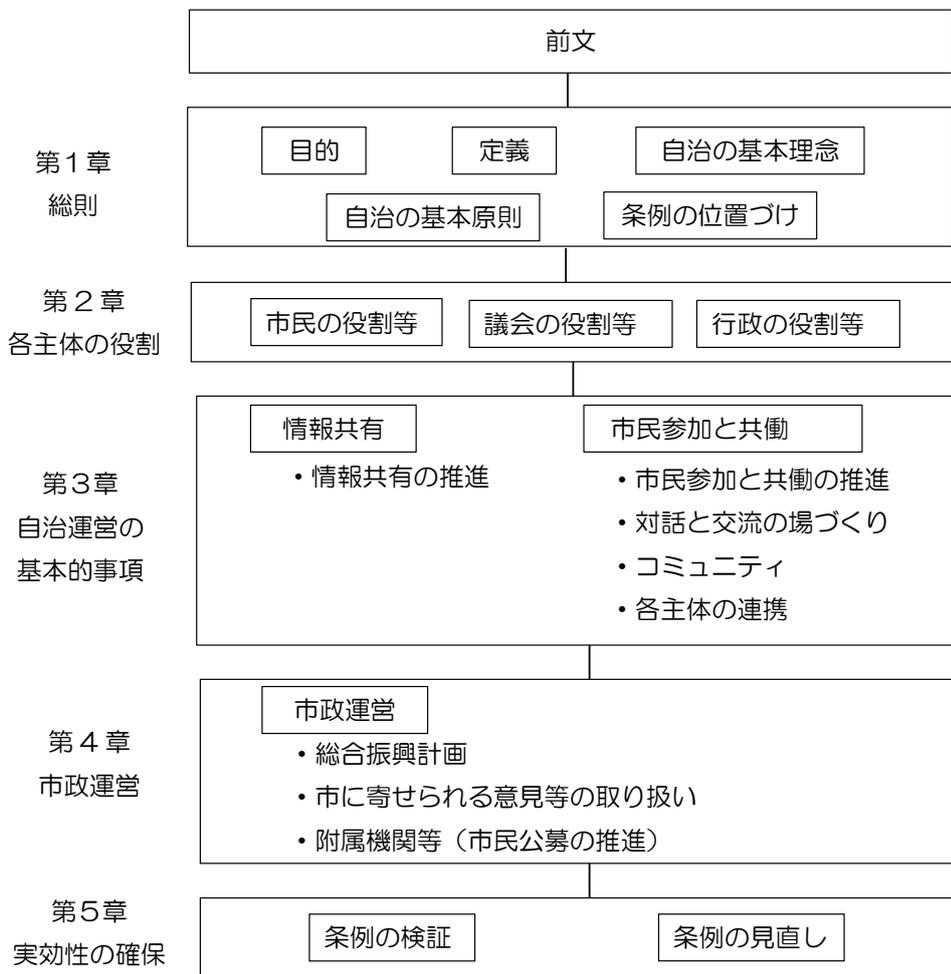
条例の役割

- まちづくりの担い手である市民・議会・行政の役割、責務などを明確にする。
- まちづくりを進めていくための基本的な考え方や仕組み（ルール）を示し、市民・議会・行政で共有する。

全体構成の考え方

- 他市町村で既に定められている自治基本条例に捉われず、これまでの検討の積み重ねを反映する。
- 個別分野（健康福祉・生活環境・都市計画・教育など）に関する規定は、基本的にはそれぞれの分野の個別条例等に委ねる
- 市議会については、古賀市議会基本条例の内容を尊重する。

全体構成案



※この構成案は現時点での案であり、今後の検討内容を踏まえ変更することがあります。

策定委員会での 主な意見

第3章は「市民自治の基本的事項」に変更しては？

「市民」とは、古賀市に住んでいる人、活動している人・団体ではどうかな？

今後も自治会には、行政とのパイプ役を担って欲しい

市民活動団体が地域で連携協力することで、自治会だけでは解決が困難な課題に取り組める（地域にぬくもりを届ける存在）

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

○インターネットでは、古賀市ホームページ下「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のアイコンをクリックするか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。

○お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係
 ・電話：092-942-1165 ・Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

